「地域福祉活動助成金(令和7年度申請・8年度使用)」の申請について(お知らせ)

葛飾区社会福祉協議会では、地域で活動されている福祉施設を支援するために、「赤い羽根共同 募金の配分金」や「社協の会費」を原資として、助成事業を行います。

つきましては、地域福祉活動助成事業を下記のとおり実施いたしますので、助成金交付を希望される場合は、申請期間内までにご申請ください。なお、<u>複数の施設が申請される場合は、法人</u>で取りまとめの上、ご提出ください。

記

1. 助成対象施設

- (1) 施設の目的及び活動が地域福祉の向上に寄与するものであること。
- (2) 施設が、申請年度において社協の会員であること。

※ 社協会員の会費は、社協の活動や事業の重要な財源となっております。申請される施設についても社協会員となって、「みんなで創り・育む 安心して暮らせる『わがまち葛飾』の実現」に、ご参加・ご協力をお願いしています。

- (3) 助成金の申請年度の前年を含め、施設として1年以上の活動実績があること。
- (4) 営利、政治、宗教活動を目的としない施設であること。

2. 助成対象事業

- (1) 施設・団体に属する対象者に対して行われる事業や行事
- (2) 施設・団体の目的を達成するための啓発活動
- (3) 施設・団体が実施する周年行事等のイベント
- (4) 施設・団体に属する対象者、及びその家族に対して行われる研修事業
- (5) 地域住民等との交流会等

3. 助成基準

次の<u>基準により算定された額と、助成対象事業経費の 75%の額</u>とを比較していずれか少ないほうの額。

※ただし、助成対象事業経費の25%以上は、施設・団体の自己負担額とする(利用者負担金等は含めず)。

施設定員	助成額
201人以上	200,000円
101人~200人	100,000円
51人~100人	70,000円
21人~ 50人	50,000円
11人~ 20人	30,000円
1人~ 10人	20,000円

※ 1法人につき50万円を上限とする。

4. 申請方法

同封の申請書(様式1)を**10月31日(金)**までに社会福祉協議会あてに、郵送またはご持参ください。

複数の施設がご申請される場合は、法人でお取りまとめの上、ご提出ください。 申請書には次の書類を添付してください。

- (1) 定款または会則
- (2) 役員名簿
- (3) 7年度収支予算書及び事業計画書
- (4) 6年度収支決算書及び事業報告書
- ※ 6年度に申請した施設(法人)で、(1)(2)について変更がない場合は、
 - (1) と(2) は省略できます。但し、(3)(4)はご提出ください。

≪ 申 請 先 ≫

〒124-0006 葛飾区堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか 3 階 葛飾区社会福祉協議会 企画総務課 企画総務係

- 5. 申請期間 令和 7 年 8 月 1 日(金)~10 月 31 日(金)(必着) 期間内に申請がない場合は、助成金の交付ができませんので、ご注意ください。
- 7. 報告発表 <u>例年開催する"共同募金会葛飾地区協力会役員会"にて活動内容を報告して頂</u> く場合があります。(令和8年8月に開催予定です。)

《今後の予定》

令和7年 10月・・・・助成金申請書提出締切(7年度申請8年度使用分)

令和8年 1月・・・・葛飾地区配分推薦委員会開催

令和8年 6月下旬 ・・助成金交付決定通知書発送(7年度申請8年度使用分) ※助成金申請のお知らせ発送(8年度申請9年度使用分)

令和8年 7月中旬 · · 助成金交付 (7年度申請8年度使用分)

≪地域福祉活動助成事業とは・・・≫

葛飾区社会福祉協議会では、助成基準を設け、共同募金会からの配分金を活用した「地域福祉活動助成事業」を実施しております。

地域の皆様からお寄せいただいた**『赤い羽根共同募金の配分金』**による福祉施設・団体への助成金については、葛飾地区の配分推薦委員会において、東京都共同募金会に募金の配分を推薦し、決定を受けて交付する仕組みとなっております。

≪問合せ先≫

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

企画総務課 企画総務係

〒124-0006 葛飾区堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか 3 階

TEL: 03-5698-2411 FAX: 03-5698-2513